

## 兵庫津ミュージアムSNS等活用来館促進業務 委託仕様書

### 1 業務名称

兵庫津ミュージアムSNS等活用来館促進業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務概要

本県の多様な地域資源の魅力を内外に発信する拠点施設である「兵庫津ミュージアム」について、SNS等を活用し、若年層及びファミリー層を対象に、兵庫津ミュージアムへの来館を広く促すことを目的する企画等の立案及び実施を行う。

### 3 業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月25日まで

### 4 委託料（上限）

金1,705,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 5 ターゲット層

本業務の主要なターゲット層は若年層及びファミリー層とする。

### 6 実施計画の策定

受託者は、実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画、スケジュール、実施体制等）を策定した上で本業務を行うこととする。

### 7 業務実施における要点

- (1) 兵庫津ミュージアムの魅力や活用方法の発信を行うこと。
- (2) 兵庫津ミュージアムへの活用意欲や関心、来館意欲を向上させる内容の発信を行うこと。

### 8 業務内容

- (1) ターゲット層を対象に、兵庫津ミュージアムへの来館や利用を促すことを目的としたイベント、キャンペーン等を実施する。またSNSを活用し、その情報を発信する。
- (2) ターゲット層を対象に、兵庫津ミュージアムへの来館や利用を促すことを目的としたSNS記事を作成、投稿する。
- (3) その他SNSのフォロワー数やエンゲージメントを増やすための企画立案、実施等を行う。
- (4) SNSの利用媒体としてはX（旧：Twitter）やInstagram等を想定しているが、最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、その媒

体選定の理由や、年齢層、ジャンル等の来館を促すターゲット設定を明確にすること。

〔企画、実施内容の例〕

・施設の特徴をいかした撮影会等のイベントを兵庫津ミュージアムで開催した上、SNSで発信する（若年層対象）

・インフルエンサーを中心としたイベント（野外イベント含む）を兵庫津ミュージアムで開催した上、SNSで発信する（ファミリー層対象）

※提案はこの例に縛られるものではなく、企画、実施内容は自由提案とする。

## 9 実施時期

本業務期間の通期とするが、具体的な時期・回数等は自由提案とする。

## 10 実施効果

- (1) 本業務の実施効果について、企画提案書内に記載すること
- (2) 本業務に係る集客数、フォロワー数等の目標値を設定すること
- (3) 上記実施効果及び目標値に対する達成率等について測定・分析し、報告すること（測定・分析の手法は自由提案とする）
- (4) 受託者は月に1回、本業務の実施状況等を記載した業務実施状況報告書を作成し、委託者に提出すること。業務実施状況報告書においては本業務内で実施したイベント等の集客数及びSNS運用内におけるフォロワー数等数値の推移を記載すること。その他進捗状況にあわせて適切な内容等を記載すること。

## 11 実績報告

- (1) 受託者は本業務終了後、速やかに本業務の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。また、成果品はデータにて納品すること。
- (2) 契約期間満了までに、総事業費を整理し、業務実施成果や総事業費について実績報告書を作成し、委託者に2セット（紙媒体及びデータ）提出すること。

## 12 その他の留意事項

### (1) 実施体制

ア 受託者は、業務の委託契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに実施する業務の詳細について業務計画書を作成し、委託者に提出すること。

イ 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

ウ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

エ 本業務の実施にあたっては、兵庫県広報プロデューサー及びメディアディレクターの助言等を参考とすること。

オ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## (2) 関係法令の遵守及び秘密保持等

ア 受託者又は受託者から再委託を受けた者は、本業務を行うに当たり、関係する法令を遵守すること。

イ 本業務また付随する業務において、受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

ウ 受託者又は受託者から再委託を受けた者は、本業務を通じて知りえた情報を自己の利益及び契約以外の目的に利用してはならない。

エ 受託者又は受託者から再委託を受けた者は、本業務を通じて知りえた情報を第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

オ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

カ 上記は委託業務終了後も同様とする。

## (3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物及び成果品に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務に用いる映像・画像等に関しては、著作権・肖像権等の問題がないものを使用し、著作権・肖像権等の許諾が必要な場合、これに係る手続き等は受託者が行うものとする。

ウ 本業務の実施による著作物及び成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権等の権上処理を済ませた上で納入すること。

エ 第三者との間に著作権・肖像権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、

受託者が責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(5) その他

ア 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に全て含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

イ 受託者は、業務の実施に関して仕様書等に定めのない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。

ウ 災害等の不可抗力によって本業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。

エ 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、委託者と連絡を取り、適切なスケジュール管理を行うこと。またその指示に従うこと。

オ 本業務に係る経理については、他の事業費と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。

カ 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。

キ 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、委託者が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

ク 業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。事故・損害等のリスクについては、第一義的には受託者において対応すること。

ケ 業務の実施にあたり、受託者は自己の責めに帰すべき事由により委託者及び利用者等、その他第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

施設に関する基本事項

1 兵庫県立兵庫津ミュージアム概要

区 分	兵庫県立兵庫津ミュージアム	
	復元施設：初代県庁館	展示施設：ひょうごはじまり館
開館時期	令和3年11月3日	令和4年11月23日
規模等	延床面積：498 m <sup>2</sup> （平屋建）	延床面積：4,029 m <sup>2</sup> （地上4階建）
整備方針 ・内容	現存する絵図等に基づき時代考証を行い、歴史空間を体感する施設として復元。 復元を基本に、その範囲内で一部活用できるよう、利便性も確保。	歴史ミュージアム機能をもった県のPR施設として整備。千年の歴史を誇る港兵庫津の歴史、独自の過程を辿った県成立の歴史、変化・多様性に富む兵庫五国を展示。

2 初代県庁館

敷地面積	1.923 m <sup>2</sup>		
建物面積	建築面積 597.2 m <sup>2</sup> 、延床面積 498.5 m <sup>2</sup> （合計）		
構造/階数	鉄骨造 又は 木造 / 平屋建		
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存する絵図等に基づき時代考証を行い、歴史空間を体感する施設として復元。</li> <li>・復元を基本に、その範囲内で一部活用できるよう、利便性も確保。</li> </ul>		
諸室構成	建物	構造・面積	利用方法・設置備品等
	初代県庁舎 （復元施設）	鉄骨・178.93 m <sup>2</sup>	見学・体験施設（MRによるバーチャル歴史体験、お白州・庭園見学）
	仮牢 （復元施設）	木造・16.56 m <sup>2</sup>	見学・体験施設（仮牢体験）
	番小屋	木造・5.82 m <sup>2</sup>	分電盤の設置スペースとして活用
	旧同心屋敷1 （復元施設）	木造・49.81 m <sup>2</sup>	見学施設、貸し部屋としても活用
	旧同心屋敷2	木造・49.69 m <sup>2</sup>	倉庫として活用
	取次役所	鉄骨・99.59 m <sup>2</sup>	カフェとして営業
	旧船見番小屋	木造・68.99 m <sup>2</sup>	飲食・休憩スペース
	長屋門	木造・23.29 m <sup>2</sup>	受付、ボランティア控え室
	腰掛	木造・5.82 m <sup>2</sup>	休憩スペース
	合計	498.50 m <sup>2</sup>	

### 3 ひょうごはじまり館

部門	部屋名	面積	利用方法
展示	常設展示室(1F)※	427 m <sup>2</sup>	常設展示スペース【有料ゾーン】
	企画展示室(2F)	141 m <sup>2</sup>	入替展示スペース【有料ゾーン】
	特別展示室(2F)	192 m <sup>2</sup>	入替展示スペース(文化財対応)【有料ゾーン】
	ダイナミックシアター(1F)	236 m <sup>2</sup>	無料シアター
	展示準備室	129 m <sup>2</sup>	展示入替作業スペース
	仮置き・荷解場	91 m <sup>2</sup>	展示品搬入スペース
	収蔵庫	84 m <sup>2</sup>	特別収蔵仕様(特別空調等)
	小計	1,300 m <sup>2</sup>	
体験・交流	エントランス(1F)	347 m <sup>2</sup>	インフォメーション、マップギャラリー
	ひょうご発見広場(1F)		兵庫五国の魅力に関する展示・ハンズオン
	ライブラリー(2F)	259 m <sup>2</sup>	情報機能、図書、休憩スペース
	研修室(1F)	386 m <sup>2</sup>	200名収納規模(パーティションにより2室分離可)
	ボランティアスタッフ控室	32 m <sup>2</sup>	
	小計	1,024 m <sup>2</sup>	
管理・共用	機械室・電気室	518 m <sup>2</sup>	
	観覧テラス(2F)	44 m <sup>2</sup>	左記以外に屋外テラス126 m <sup>2</sup> あり
	トイレ	183 m <sup>2</sup>	来館者用
	管理・共用スペース	991 m <sup>2</sup>	事務室、廊下、ホール等
	小計	1,741 m <sup>2</sup>	
合計		4,029 m <sup>2</sup>	

※(1F)等の階数標記施設が一般観覧・利用施設